

住民税申告・確定申告が始まります！

問い合わせ 住民課税務班 ☎78-3113（内114～116）

【申告期間】 2月16日(木)～3月15日(水)

ことしも住民税などの申告時期となりました。申告書の提出が遅れると納税通知書や、課税証明書などの発行が遅れることがありますので、忘れずに申告をしてください。

住民税などの申告受付の時期が近づいてきました。令和4年中（令和4年1月1日～12月31日）の収入について、必ず申告してください。

例年、申告期限前は窓口が混雑しますので、申告する人は必要書類などを事前に確認をお願いします。

受付方法が例年と異なります

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区の日時を指定しています。都合が悪いときは、全地区対象の日、日曜日や夜間に申告日を設けています。手指の消毒、マスクの着用など感染予防へのご協力をお願いします。

受付開始直後の午前9時ごろは混雑することがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

申告が必要な人

令和5年1月1日現在、津奈木町内に住民登録している人が対象になります。令和4年中に収入がなかった人も対象になります。

た人でも、収入がなかったことをお知らせください。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険料などの算定、所得証明書などの発行ができなくなる可能性がありますので、忘れずに申告してください。

前年度の申告状況などを参考に、申告が必要だと思われる人には申告書を送っています。申告書が届かなかった人でも、申告が必要だと思われる人は申告をお願いします。申告書が届かない＝申告不要ではありませんのでご注意ください。

申告しなくてもよい人

次の項目に当てはまる人は申告する必要がありません。

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得のみで、勤務先事業所から給与支払報告書の提出があった人
- ③ 公的年金などの所得のみで、公的年金等支払報告書の提出があった人
- ※被扶養者の追加や変更がある人は申告が必要です。

申告に必要なもの

① マイナンバーカードか通知カード

② 申告者の本人確認書類

③ 所得を証明する資料

【例】源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など

④ 各種控除を受ける人はその証明書・領収書

【例】医療費、生命保険料、国民年金保険料など

⑤ 障害者控除を受ける人は障害者手帳など

⑥ 所得税の還付申告をする人は、本人名義の還付口座が分かるもの

【例】通帳など

消費税や株式譲渡所得などの確定申告は税務署へ

消費税や株式譲渡所得などによる申告が必要な人は、八代税務署にお越しください。同署では令和4年分所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税の申告会場を開設します。【入場整理券】（当日配布）がオンラインによる事前発行が必要です。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した「ネット申告」が便利です

★ネット申告のメリット★

- ① 自宅で申告ができる
- ② 添付書類の提出を省略
- ③ 還付手続きがスピーディーに
- ④ 確定申告期間中は24時間受付可能

※メンテナンス時間を除く。e-Tax 利用時は事前に準備が必要です。詳しくは八代税務署（☎0965-32-3141）へお問い合わせください。



日時 2月16日(木)～3月15日(水)
午前9時～午後4時
※土日祝日を除く。

場所 八代税務署3階
問い合わせ 八代税務署
（☎0965-32-3141）

※確定申告の相談は「0」番を選択。「確定申告電話相談センター」につながります。

申告相談日程表

対象地区	相 談 日	時 間	場 所
平国下・辻	2月16日(木)	午前9時～午後3時	平国コミュニティーセンター
平国上・福浦	2月17日(金)		
日当	2月20日(月)		赤崎漁村センター
日添	2月21日(火)		
町中・新川・古川	2月22日(水)		津奈木町役場1階和室
倉谷・内野	2月24日(金)		
中尾・小津奈木	2月27日(月)		
浜崎・古中尾	2月28日(火)		
竹中・染竹	3月 1日(水)		
桜戸・上下門	3月 2日(木)		
大泊・川内・丸岡	3月 3日(金)		
全地区	3月 5日(日)※	午前9時～午後4時	
	3月 6日(月)		
	3月 7日(火)※	午前9時～午後7時	3月5日(日)
	3月 8日(水)	午前9時～午後4時	※夜間申告
	3月 9日(木)		3月7日(火)
	3月10日(金)※	午前9時～午後7時	3月10日(金)
	3月13日(月)	午前9時～午後4時	
	3月14日(火)		
	3月15日(水)		

障害者控除対象者の認定申請

図ほけん福祉課保険班 ☎78-3115（内122）

「確定申告」や「住民税申告」のとき、申告する本人か扶養親族が身体障害者手帳などを持っている人は、障害者控除を受けられます。身体障害者手帳を持っていない人でも、町長が認定した人は対象です。

認定を受けるには、ほけん福祉課保険班窓口備え付けの障害者控除対象者認定申請書を提出してください。

■対象者

認定区分	認定基準
障がい者	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b、ⅢaかⅢbの人 ※知的障害者に準ずる。
特別障がい者	障害高齢者の日常生活自立度がⅣか きり度）がB1かB2の人 ※身体障害者に準ずる。
	認知症高齢者の日常生活自立度がⅣか Mの人 ※知的障害者（重度）に準ずる。
	障害高齢者の日常生活自立度（寝た きり度）がC1かC2の人 ※身体障害者（1～2級）に準ずる。

基準日：令和4年12月31日